

招集ご通知

証券コード 6644
2026年6月10日
(電子提供措置の開始日2026年6月4日)

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
大崎電気工業株式会社
取締役会長CEO 渡 辺 佳 英

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第112回定時株主総会招集ご通知」及び「第112回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.osaki.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記「東証上場会社情報サービス」にアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。



なお、本株主総会においては、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）による事前の議決権行使が可能です。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



事前にインターネットで議決権行使いただいた株様には、議案の賛否に関わらず、抽選で電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

※応募方法はこちら ▶ <https://youtu.be/Vxj8vOCGMQ8>



記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）
2. 場 所 八芳園 1階 HAKOU（波光）
東京都港区白金台1丁目1-1
（本年は、当社株主総会の会場を、昨年の「九段会館テラス」から、従来開催場所である「八芳園」に変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第112期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第112期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- 当日総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - 株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。なにとぞご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面交付請求されていない株主様には、株主総会参考書類を併せてご送付しております。また、書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第14条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

議決権行使のご案内

インターネット又は書面（郵送）によりご行使いただける場合

インターネット



行使期限 2026年6月25日（木）午後5時30分

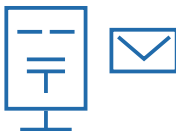
当社指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

にて行使期限までに議案に対する賛否のご入力を完了してください。

詳細は次ページをご覧ください。

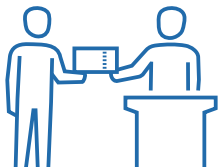
郵送



行使期限 2026年6月25日（木）午後5時30分

同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主総会にご出席される場合



開催日時 2026年6月26日（金）午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。（受付開始 午前9時）

議決権を複数回にわたり行使された場合の取扱い

- (1) 電磁的方法（インターネット）と書面（議決権行使書用紙）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず電磁的方法（インターネット）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- ① お手元の議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

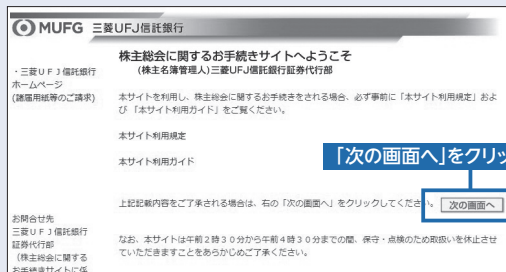
- ② 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



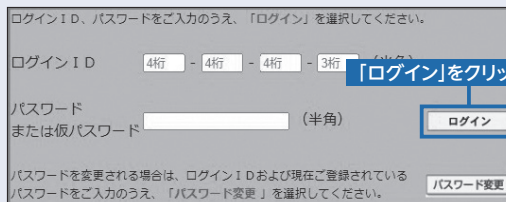
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- ① 議決権行使サイト<https://evote.tr.mufig.jp/>にアクセスする



- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027

（受付時間：9：00～21：00 通話料無料）

議案に関する参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営政策の一つとして位置付けており、安定的な配当を継続することを前提としつつ、業績に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

具体的には、DOE（株主資本配当率）3%と配当性向30%のいずれか高い額を目安に年間配当額を決定します。

本方針に則り、当期の期末配当につきましては、普通配当を配当性向に基づき1株につき22円とするとともに、不動産売却による資金を原資とした特別配当10円を加え、1株につき32円とさせていただきます。これにより、中間配当17円を含めた当期の年間配当は1株につき49円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金32円といたします。

この場合の配当総額は、1,422,381,248円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月29日といたします。

また、内部留保については、中長期視点での企業価値の拡大に向け、既存事業の維持、収益安定に向けた「基盤投資」や事業領域の拡大や競争優位性の強化に向けた「成長投資」の原資とするとともに、M&Aも含めた今後の事業展開に有効に活用することで、業績の向上に努めてまいります。

【ご参考】

	1株当たり配当金			配当金総額	連結配当性向
	中間	期末	年間		
2025年3月期	10円	12円	22円	1,010百万円	29.1%
2026年3月期（予定）	17円	32円 (普通配当22円) (特別配当10円)	49円	2,180百万円	37.9%

第2号議案 定款一部変更の件

■変更理由

1. 事業目的の変更

事業領域の拡大、設備工事分野の明確化、ソフトウェア開発・発電事業など新たな事業展開に対応するため、目的条項を追加・整理するものであります。

2. 取締役の任期の変更

経営環境の変化に迅速に対応し、ガバナンスの強化を図るため、取締役の任期を「選任後2年以内」から「選任後1年以内」に短縮するものであります。

3. その他

経営の柔軟性及び透明性の向上に向け整理、変更するものであります。

■新旧対照表について

本定款変更案の詳細は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(目 的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	(目 的) 第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。
1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理	1. 電気機械器具、装置等の製造、販売及び修理
2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理	2. 通信機械器具、装置等の製造、販売及び修理
3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理	3. 一般機械器具、装置等の製造、販売及び修理
4. <u>前各号に関連する機械器具設置工事、電気工事及び通信工事</u>	4. <u>電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事及びとび・土工事業、並びにこれらに関連する設備工事の設計、施工、保守及び管理</u>
5. <u>防雷施設等土木建築工事の設計、施工及び監理</u>	5. <u>ソフトウェアの設計、開発、販売及び保守</u>
6. <u>不動産の賃貸及び管理</u>	6. <u>発電及び電気の供給に関する業務</u>
7. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	7. <u>不動産の賃貸及び管理</u>
	8. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>

現行定款	変更案
<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>
<p>(株主総会の招集者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>会長</u>が招集し、その議長となる。</p>	<p>(株主総会の招集者及び議長) 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、当社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。 ②<u>会長を定めたときは、会長もまた代表取締役とする。なお、必要に応じて、他に代表取締役を選定することができる。</u> ③<u>取締役会は、その決議によって、必要に応じて会長、副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当社は、取締役会の決議によって、当社を代表し業務を執行する代表取締役として、社長1名を選定する。 ②<u>取締役会は、必要に応じて前項の社長のほか、代表取締役を選定することができる。</u> ③<u>取締役会は、その決議によって、必要に応じて会長を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数の出席を要し、その出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名				現在の当社における地位及び担当
1	再任	わた	なべ	よし	ひで	取締役会長（代表取締役）
		渡	辺	佳	英	
2	再任	わた	なべ	みつ	やす	取締役社長執行役員（代表取締役）
		渡	辺	光	康	
3	再任	うえ	の	りゅう	いち	取締役専務執行役員
		上	野	隆	一	
4	再任	みず	の	まさ	み	社外 独立 取締役
		水	野	正	望	
5	再任	くろ	き	しょう	こ	社外 独立 取締役
		黒	木	彰	子	
6	新任	たか	はし	よし	なみ	社外 独立
		高	橋	美	波	

候補者番号

1

わた なべ よし ひで

渡辺 佳英

(1948年7月31日生)

取締役会への出席状況

18回／18回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

1,293,094株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1977年 1 月 株式会社野村総合研究所入社
- 1980年 7 月 当社取締役社長室長
- 1984年 7 月 常務取締役営業本部長
- 1986年 1 月 常務取締役システム・機器事業部長兼新製品開発室長
- 1986年 7 月 専務取締役システム・機器事業部長兼新製品開発室長
- 1987年 6 月 取締役副社長 (代表取締役)
- 1988年11月 取締役社長 (代表取締役)
- 2009年 1 月 取締役会長 (代表取締役)
大崎電気システムズ株式会社代表取締役会長
- 2012年 3 月 SMB United Limited
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)
取締役会長 (現任)
- 2024年 6 月 当社取締役会長CEO (代表取締役) (現任)

■ 重要な兼職の状況

OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役会長

■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

■ 取締役候補者とした理由

渡辺佳英氏は、長年に亘り優れた経営手腕とリーダーシップの発揮により当社グループを牽引し、様々な時代の変化も乗り越え、グローバル事業展開を拡充する等、当社グループの現在を築き上げてきました。その豊富な知見と経営経験は、当社グループのさらなる持続的成長には欠かせないものであり、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

わた なべ みつ やす

渡辺 光康

(1955年5月2日生)

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

558,446株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1983年 8 月 株式会社野村総合研究所入社
- 1986年 8 月 当社入社
- 1987年 6 月 埼玉工場長
- 1988年 6 月 取締役埼玉工場長
- 1990年 6 月 取締役電力事業部副事業部長兼埼玉工場長
- 1992年 6 月 取締役システム・機器事業部長兼技術開発本部副本部長
- 1994年 6 月 常務取締役技術開発本部長
- 2004年 6 月 専務取締役
- 2009年 1 月 取締役副社長 (代表取締役)
- 2012年 3 月 SMB United Limited
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)
取締役兼最高経営責任者 (現任)
- 2014年 6 月 当社取締役社長 (代表取締役)
- 2020年 6 月 取締役社長執行役員 (代表取締役)
- 2024年 6 月 取締役社長執行役員COO (代表取締役) (現任)

■ 重要な兼職の状況

OSAKI United International Pte. Ltd. 取締役兼最高経営責任者

■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

■ 取締役候補者とした理由

渡辺光康氏は、長年に亘り当社各事業部門の運営や経営に携わり、豊富な経験と実績を有し、副社長時代にはグローバル事業展開での手腕も発揮して、当社グループの現在を築き上げてきました。そのチャレンジ精神を尊ぶ経営手腕と豊富な知見は、当社グループの新たな成長には欠かせないものであり、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

3

うえ の りゅう いち

上野 隆一

(1961年8月20日生)

取締役会への出席状況

18回/18回 (100%)

再任

所有する当社株式の数

36,759株

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1984年 4月 株式会社日本興業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行
- 2007年 4月 主計部ディスクロージャー対応室長
- 2010年 7月 当社入社 国際事業部副事業部長
- 2012年 3月 SMB United Limited
(現OSAKI United International Pte. Ltd.)
取締役 (現任)
- 2012年 7月 当社理事国際事業部副事業部長
- 2013年 6月 取締役経営戦略本部副本部長
- 2014年 6月 常務取締役経営戦略本部副本部長
- 2018年 6月 常務取締役経営戦略本部長
- 2020年 6月 取締役常務執行役員経営戦略本部長
- 2024年 6月 取締役専務執行役員グループ経営本部長 (現任)

■ 当社との特別の利害関係

後記欄外(注)1. ご参照

■ 取締役候補者とした理由

上野隆一氏は、大手銀行及び当社において、海外部門を中心に豊富な経験と実績を有しております。2013年6月に当社取締役に就任し、現在も取締役専務執行役員を務める等、今後も経営戦略部門の統率及びグローバル戦略の実現、並びに経営の意思決定において重要な役割を担える人物であることから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

4

みず の まさ み

水野 正望

(1953年3月19日生)

取締役会への出席状況

18回／18回 (100%)

所有する当社株式の数

一株

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1975年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）
入行
- 2002年6月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）
執行役員法人営業部長
- 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）
常務執行役員（同年6月退任）
- 2006年6月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
代表取締役副社長
- 2010年6月 三菱製紙株式会社取締役専務執行役員兼日伯紙
パルプ資源開発株式会社取締役（2012年6月退任）
- 2011年6月 同社代表取締役専務執行役員
- 2015年6月 同社顧問
- 2015年10月 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長
（2023年3月退任）
- 2024年6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

水野正望氏は、大手金融機関や大手事業会社等での長年に亘る実務及び代表取締役を含む経営者経験があるほか、独立行政法人の理事長も務め、幅広い経験並びに広範な知識を有しており、当社のガバナンス強化に資するとともに、経営全般への適切な助言や提言を期待して、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

なお、同氏は過去において当社取引銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）の業務執行者でしたが、2006年6月に退任しており、現在同行の意思に影響される立場にはありません。

候補者番号

5

くろ き しょう こ

黒木 彰子

(1963年5月26日生)

取締役会への出席状況

18回／18回 (100%)

所有する当社株式の数

一株

再任

社外

独立

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1987年4月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ信託銀行株式会社）入社
- 1989年1月 ワイアット株式会社（現タワーズワトソン株式会社）入社
- 1996年10月 富士通株式会社入社（2017年2月退社）
- 2005年10月 グローバル・イノベーション・パートナーズ株式会社監査役（非常勤）
- 2010年4月 地方公務員共済組合連合会資金運用委員会委員（非常勤）
- 2017年2月 株式会社ジャステック取締役執行役員総務経理本部本部長CFO・CHRO
- 2019年6月 アイエックス・ナレッジ株式会社社外取締役
- 2021年6月 株式会社シーボン社外取締役
- 2022年4月 学校法人帝京大学経済学部教授（現任）
- 2023年6月 当社取締役（現任）
- 2023年12月 勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長代理（非常勤・現任）
- 2024年1月 パーク24株式会社社外取締役（現任）
- 2024年6月 千代田化工建設株式会社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

学校法人帝京大学経済学部教授
勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長代理
パーク24株式会社社外取締役
千代田化工建設株式会社社外取締役

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

黒木彰子氏は、外資系コンサルティング会社や大手テクノロジー企業等での実務及び経営経験と、コーポレートガバナンス・人事・ファイナンスに関する専門知識を有しており、当社のガバナンス強化に資するとともに、経営全般への適切な助言や提言を期待して、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
なお、同氏については、独立性に関する属性情報はありません。

候補者番号

6

たか はし よし なみ

高橋 美波

(1965年2月21日生)

所有する当社株式の数
一株

新任

社外

独立

■ 略歴

- 1987年 4 月 ソニー株式会社入社
- 2012年 6 月 ソニーエレクトロニクス・アメリカ EVP
- 2014年 6 月 日本マイクロソフト株式会社 執行役員コンシューマーチャンネル&パートナーグループ
- 2017年 7 月 同社常務執行役員Oneコマースナルパートナーグループ
- 2020年 7 月 同社専務執行役員エンタープライズコマースナルグループ
- 2021年 6 月 富士通株式会社常務執行役員グローバルソリューション・DXソリューション
- 2022年 4 月 同社専務執行役員グローバルソリューションビジネスグループ
- 2024年 4 月 同社執行役員副社長COO (ソリューションサービス担当) (現任)

■ 重要な兼職の状況

富士通株式会社執行役員副社長COO

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

高橋美波氏は、グローバルに事業展開する複数の大手エレクトロニクス・テクノロジー関連企業において、グローバル事業及びソリューションビジネスの推進、並びに事業運営に携わってきました。その企業経営に関する豊富な経験とグローバルな知見は、当社のソリューションビジネス強化及びグローバル事業展開の一層の推進に資するものであり、これらの分野を中心に、経営全般に対する適切な助言及び監督を期待し、新たに社外取締役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、同氏については、独立性に関する属性情報はありません。

- (注) 1. OSAKI United International Pte. Ltd.はシンガポールに本社を置く当社100%子会社であります。
2. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 3. 水野正望氏、黒木彰子氏及び高橋美波氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 当社社外取締役在任期間については、本総会の終結の時をもって、水野正望氏は2年、黒木彰子氏は3年になります。
 5. 水野正望、黒木彰子の両氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、新たに高橋美波氏の選任が承認された場合には、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役堀長一郎、長谷川豊の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の当社における地位
1	再任	は せ がわ 長谷川 豊 ゆたか	常勤監査役
2	新任	やま なか とし ひと 山 中 俊 人 社外 独立	

候補者番号

1

は せ がわ ゆたか

長谷川 豊

(1965年10月3日生)

取締役会への出席状況

18回／18回 (100%)

再任

監査役会への出席状況

17回／17回 (100%)

所有する当社株式の数

3,029株

■ 略歴、当社における地位

1988年 4 月 当社入社
2014年 6 月 管理本部総務部長
2022年 6 月 監査役
2024年 6 月 常勤監査役（現任）

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 監査役候補者とした理由

長谷川豊氏は、当社において子会社も含めた、総務、経理などの管理部門を中心に在籍し、コンプライアンス委員会やリスク管理の事務局責任者としても豊富な経験と実績を有しております。2022年6月からは監査役に就任しており、当社全体を視野に監査業務を適切に遂行していただける人物であることから、引き続き監査役候補者としております。

候補者番号

2

やま なか とし ひと

山中 俊人

(1961年1月26日生)

所有する当社株式の数

一株

新任

社外

独立

■ 略歴

1984年4月 株式会社富士銀行入行
 2006年10月 株式会社みずほ銀行目黒支店長
 2009年4月 株式会社みずほコーポレート銀行
 金融・公共法人管理部長
 2010年4月 株式会社みずほ銀行札幌支店長
 2012年4月 同行営業店業務第三部長
 2013年4月 同行グループ人事部審議役
 2013年6月 同行退職
 2013年6月 宝ホールディングス株式会社社外監査役（常勤
 監査役）（2025年6月退任）
 宝酒造株式会社社外監査役（2017年6月退任）

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 当社との特別の利害関係

なし

■ 社外監査役候補者とした理由

山中俊人氏は、大手金融機関で営業から本部企画、部店経営に至る幅広い実務経験を有するとともに、傘下に大手酒造メーカー、海外食品卸企業グループ、バイオ企業を持つ持株会社の常勤社外監査役として、12年間にわたり職務を遂行してきました。これらの経験を通じて培われた財務・会計等に関する高度な専門性と経営全体を俯瞰する視点を備えており、当社の監査役職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者としております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 なお、同氏については、独立性に関する属性情報はありません。

- (注) 1. 山中俊人氏は、社外監査役候補者であります。
2. 長谷川豊氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、新たに山中俊人氏の選任が承認された場合には、当社は同氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. 会社役員に関する事項 (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

以上

〈ご参考〉スキル・マトリックス

当社は、「中期視点での成長ストーリー」の実現に向け、海外計測制御事業及び国内ソリューション事業の拡大、並びにコーポレート・ガバナンスとリスクマネジメントの強化を経営上の重点課題としております。

これらの課題への対応にあたり、取締役会には、経営陣に対する適切な助言・監督を通じて、迅速かつ中長期視点に立った意思決定を後押しし、経営戦略の実行を支える役割が求められているとの認識のもと、当社は取締役会の実効性向上に継続して取り組んでおります。

本年は、このような経営課題及び取締役会の役割を踏まえ、取締役及び監査役に求めるスキル（経験、識見等）をより明確化する観点から、スキル・マトリックスを刷新いたしました。

今般の取締役候補者及び監査役候補者については、本スキル・マトリックスに基づき検討を行い、取締役会全体としてのスキルバランスと実効性が確保される構成としております。

各取締役及び監査役が備える主なスキルは以下のスキル・マトリックスのとおりであり、株主総会を経て選任される取締役会が、「中期視点での成長ストーリー」の実現及び「稼ぐ力の強化」に資する体制となるものと考えております。

	代表	社外	役員	企業経営	グローバル マネジメント	営業・ マーケティング	技術開発・ 製造	財務・会計・ 資本政策	法務・ガバナンス・ リスクマネジメント	人財戦略	サステナ ビリティ
取締役	●		渡辺 佳英	●	●	●	●				
	●		渡辺 光康	●	●		●				
			上野 隆一	●	●			●			●
		●	水野 正望	●				●		●	●
		●	黒木 彰子		●			●		●	●
		●	高橋 美波	●	●	●	●				
監査役			長谷川 豊					●	●		
		●	山中 俊人					●	●	●	
		●	北井久美子						●	●	
		●	河合 千尋					●	●		

スキル	定義
企業経営	上場企業取締役等企業経営・コーポレートガバナンスに関する経験及び識見
グローバルマネジメント	グローバル事業経験又はグローバル事業のマネジメント経験
営業・マーケティング	ソリューションビジネスにおける営業・マーケティング経験
技術開発・製造	技術開発・製造分野におけるマネジメント経験
財務・会計・資本政策	財務・会計責任者の経験、会計監査経験、財務戦略及びM&Aを含む資本政策の経験及び識見
法務・ガバナンス・リスクマネジメント	企業の持続的な活動に必要な法務・コーポレートガバナンス・リスクマネジメントの経験及び識見
人財戦略	経営戦略にリンクした人財戦略に関する経験及び識見
サステナビリティ	サステナビリティ経営に関する経験及び識見

〈ご参考〉

社外役員の独立性基準

当社は、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員という。）又は社外役員候補者が、会社法で定める社外性の要件を充足し、かつ以下の独立性基準の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、当該者は独立性を有しているものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者。
当社を主要な取引先とする者とは、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。なお、業務執行者とは、法人その他の団体の業務を執行する取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者及び使用人をいい、過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者。
当社の主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者及び直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者をいう。
3. 当社又は子会社の会計監査人である監査法人に所属する者。
所属する者とは過去3年間において該当していた者を含む（以下、同じ。）。
4. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家又は当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。
なお、多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高又は総収入の2%を超える額（以下、同じ。）をいう。
5. 当社から多額の寄付を受けている者又は当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者。
6. 当社の取締役（社外取締役を除く。）又は監査役（社外監査役を除く。）が、他の会社の取締役、監査役、執行役及び執行役員を兼務している場合において、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び執行役員をいい、過去3年間において該当していた者を含む。
7. 当社の主要株主。
当該主要株主が法人、組合等の団体である場合は、その業務執行者。なお、主要株主とは、当社総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者をいう。
8. 上記の1から7に該当する者及び以下のいずれかに該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者又は2親等以内の親族。
 - (1) 当社の子会社の業務執行者に現在又は過去3年間において該当する者。
 - (2) 当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）に、現在又は過去3年間において該当する者。
 - (3) 当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に、現在又は過去3年間において該当する者。なお、重要な者とは、業務執行者については、各会社・取引先の役員・部長クラスの者をいい、団体に所属する者については弁護士、公認会計士を含む。また、上記6の場合は、他の会社の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）をいう。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、「グループシナジーを最大限に活かし、スマートメーターを基軸としつつ、脱炭素社会の実現などの社会課題に対する新たなソリューション提供を通じて、グループ全体の持続的な成長を目指す」を基本方針とする3か年の中期経営計画（2024年度～2026年度）を定め、本格的な導入が進む国内の第2世代スマートメーターや海外の次世代スマートメーターの販売、国内外でのソリューション・サービスの拡大に向けた取組みを進めております。

中期経営計画2年目となる当期は、売上高980億円、営業利益58億円、親会社株主に帰属する当期純利益36億円の数値目標を掲げておりましたが、いずれも目標を上回る結果となりました。各セグメントの経営成績は以下のとおりです。

国内計測制御事業において、売上高は前期比6.5%増の59,732百万円、営業利益は前期比17.9%増の4,676百万円となりました。売上高はスマートメーター事業において第1世代スマートメーターの最終需要の確実な取り込み、第2世代スマートメーターの出荷が本格的に開始されたこと等から、前期比で増収となりました。営業利益は、販売管理費の増加等の一方、スマートメーター事業の増収や配電盤事業での利益率改善等により、前期比で増益となりました。

海外計測制御事業については、売上高は前期比0.4%減の41,566百万円、営業利益は前期比17.9%増の1,743百万円となりました。売上高は英国向けでの出荷増、中東・アフリカでの既存特定顧客からの一過性の追加受注等で増加した一方、オセアニア向けの顧客の在庫調整継続による出荷減等により事業全体では前期比で減収となりました。営業利益はオセアニアでの減収影響がある一方、英国での増収や中東・アフリカでの一時的な売上貢献、利益率改善、組織構造改革の実施による販売管理費の縮減等により、前期比で増益となりました。

不動産事業については、経営資源の有効活用と資本効率の向上を図るため前期に一部の不動産を売却したこと等により、売上高は前期比22.4%減の435百万円、営業利益は前期比61.5%減の103百万円となりました。

これらの結果、当期の売上高は100,900百万円と前期比3,797百万円(3.9%)の増収、営業利益は6,526百万円と前期比825百万円(14.5%)の増益、経常利益は6,567百万円と前期比1,180百万円(21.9%)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は5,777百万円と前期比2,273百万円(64.9%)の増益となりました。

	2025年3月期	2026年3月期	前期比	
			金額	比率
	百万円	百万円	百万円	%
売上高	97,102	100,900	3,797	+3.9
国内計測制御事業	56,084	59,732	3,647	+6.5
海外計測制御事業	41,719	41,566	△153	△0.4
不動産事業	561	435	△125	△22.4
調整額	△1,263	△833	429	－
営業利益	5,701	6,526	825	+14.5
国内計測制御事業	3,965	4,676	710	+17.9
海外計測制御事業	1,477	1,743	265	+17.9
不動産事業	270	103	△166	△61.5
調整額	△12	3	15	－
経常利益	5,386	6,567	1,180	+21.9
親会社株主に帰属する当期純利益	3,504	5,777	2,273	+64.9

(2) 対処すべき課題

① 会社の基本経営方針

当社は、持続的な成長を実現するために、当社の社会における存在意義について社内外のステークホルダーの皆様にもご意見をいただきながら議論を重ね、2024年度より「見えないものを見る化し、社会に新たな価値を生み出す」を新たな経営理念とするとともに、これを当社の社会における存在意義（パーパス）と位置付けております。

創業以来、電気に関わるものづくりを続けてきた当社は、電力量計を通じて社会インフラである電力の安定供給や有効利用を支えてきました。機械式電力量計がスマートメーターへと進化しても、電力を見る化する製品・サービスは、当社の中核製品であることに変わりはありません。

現在では、電力以外の見える化を通じて社会課題を解決する「ソリューション事業」を広げつつあります。さらに今後、これまでにない領域にも挑戦し、社会に役立つ新たな価値の創出に取り組んでまいります。

このパーパスのもと、グループシナジーを最大限に活かし、スマートメーターを基軸としつつ、脱炭素社会の実現などの社会課題に対する新たなソリューションの提供を通じて、当社並びに当社グループの持続的な成長を目指します。

② 対処すべき課題

2026年3月期実績は上記のとおりであり、2025年3月期との対比において売上高は増収、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも増益となりました。こうした実績を踏まえた、対処すべき課題は以下のとおりです。

国内計測制御事業につきましては、第2世代スマートメーターが全国すべての電力会社に納入開始されたことに伴い、その安定かつ確実な出荷を図るとともに、生産工程の自動化、AI等を活用した省人化等を積極的に推進することで、コスト低減を図り、利益拡大に取り組みます。また、昨今の中東情勢の長期化・複雑化を受け、石油由来製品の価格影響の極小化に向けた取組みが喫緊の課題であると認識しております。加えて、前期より銅を中心とした素材価格の高騰が続いており、その圧縮に取り組みます。

海外計測制御事業においては、次期に新たに市場投入する次世代スマートメーター「NEOS」の確実な拡販に努めるとともに、上位系システムと組み合わせたソリューション販売を拡大することで、売上、利益の拡大に努めます。海外においても国内同様に素材価格の上昇があるため、調達方法の工夫等により影響の極小化に取り組みます。

また、持続的な企業価値の向上に向けては、事業の成長と資本効率の向上を両立させることが不可欠であります。当期末のPBRは1.31倍と、1倍割れの状態を解消しました。今後も中期経営計画に掲げた施策を確実に実行することで、更なる向上に取り組みます。一方、ROEは当期において、中期経営計画で掲げた目標値10%を達成することができましたが、次期はそれを下回る予想となっております。早期に10%を回復するとともに、更なる向上を目指します。ROE向上に向けては、売上高純利益率の向上及び総資産回転率の向上が不可欠と認識しております。売上高純利益率の向上に向けては、国内スマートメーター事業の収益性向上、ソリューション事業の伸長に取り組むほか、海外の成長市場であるオセアニアを中心に売上拡大と収益性向上に取り組みます。一方、総資産回転率の向上に向けては、運転資金の効率化を図るため、キャッシュコンバージョンサイクルの改善、棚卸資産の圧縮に取り組むとともに、政策保有株式の更なる圧縮にも取り組みます。

連結計数目標

	2025年 3月期 実績	2026年 3月期 実績	2027年 3月期 計画
	百万円	百万円	百万円
売上高	97,102	100,900	101,000
営業利益	5,701	6,526	8,100
親会社株主に帰属する当期純利益	3,504	5,777	4,800
ROE (%)	6.9	10.6	8.5

※ 上記の2027年3月期計画は、2024年5月9日に公表した計画値から修正しております。

事業ポートフォリオ別の売上高内訳（外部売上）

	2025年 3月期 実績	2026年 3月期 実績	2027年 3月期 計画
	百万円	百万円	百万円
国内計測制御事業	56,061	59,707	65,000
スマートメーター事業	34,892	40,274	42,500
ソリューション事業	12,934	11,379	13,500
配電盤事業	8,234	8,053	9,000
海外計測制御事業	40,584	40,862	35,700
オセアニア	21,147	15,880	17,000
欧州	13,451	15,342	13,700
アジア	4,693	4,846	5,000
中東・アフリカ	1,292	4,793	—
不動産事業	456	330	300
合計	97,102	100,900	101,000

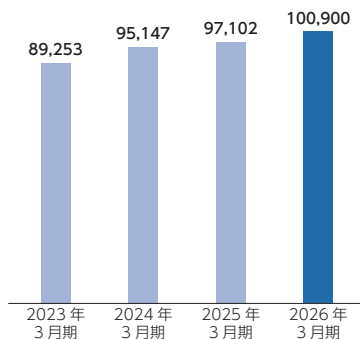
※ 上記の2027年3月期計画は、2024年5月9日に公表した計画値から修正しております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	89,253	95,147	97,102	100,900
営業利益	2,226	5,874	5,701	6,526
経常利益	1,885	5,488	5,386	6,567
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,319	2,407	3,504	5,777
1株当たり当期純利益 (円)	27.86	51.36	75.47	129.22
総資産	93,268	95,641	100,513	99,821

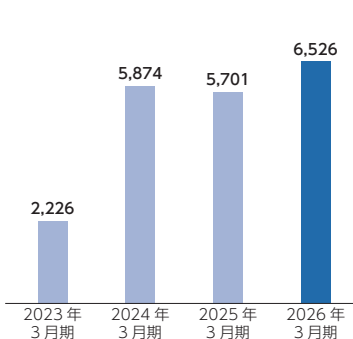
■ 売上高

(百万円)



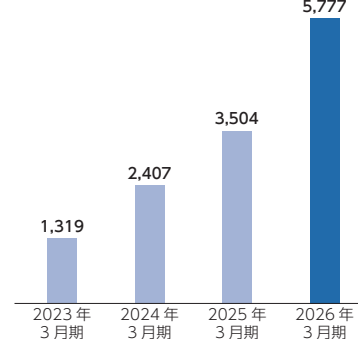
■ 営業利益

(百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(百万円)



(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
株式会社エネゲート	百万円 497	51.0 %	電力量計の製造・販売及び 関連サービスの提供
OSAKI United International Pte. Ltd.	百万シンガポールドル 37	100.0	E D M Iグループの統括
E D M I Limited	百万シンガポールドル 81	100.0 (100.0)	電力量計及び関連システムの 製造・販売
大崎電気システムズ株式会社	百万円 358	89.9	配・分電盤の製造・販売
大崎データテック株式会社	百万円 350	100.0	検針システム・機器の開発・販売
大崎エーステート株式会社	百万円 310	100.0	不動産の賃貸

(注) 「当社の出資比率」欄の(内書)は間接所有割合であります。

(5) 主要な事業内容

セグメント	主な製品・サービス
国内計測制御事業	スマートメーター エネルギーマネジメントシステム 配・分電盤 計器用変成器 スマートロック
海外計測制御事業	スマートメーター及び関連システム
不動産事業	不動産の賃貸

(6) 主要な事業所及び営業所

① 当社

本社	(東京都品川区)		
事業所	埼玉 (埼玉県入間郡三芳町)		
営業所	札幌 (札幌市中央区)	仙台 (仙台市青葉区)	
	名古屋 (名古屋市東区)	大阪 (大阪市中央区)	
	広島 (広島市中区)	沖縄 (沖縄県那覇市)	

② 子会社

株式会社エネゲート	本社 (大阪市北区)	他
OSAKI United International Pte. Ltd.	本社 (シンガポール)	
EDMI Limited	本社 (シンガポール)	
大崎電気システムズ株式会社	本社 (東京都品川区)	他
大崎データテック株式会社	本社 (東京都品川区)	他
大崎エスレート株式会社	本社 (東京都品川区)	

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	23 ^{百万円}
株式会社三井住友銀行	429

(8) 従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数	前期末比増減
国内計測制御事業	1,642名	38名増
海外計測制御事業	861名	92名減
不動産事業	1名	—
合計	2,504名	54名減

(注) 従業員数は就業人員数を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 44,449,414株（自己株式2,467,766株を除く）
- (3) 株主数 9,411名

(4) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,766 千株	12.9 %
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LTD - SINGAPORE BRANCH PRIVATE BANKING DIVISION CLIENTS A/C 8 2 2 1 - 6 2 3 7 9 3	3,933	8.8
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,096	4.7
M M I n v e s t m e n t s 株 式 会 社	1,684	3.7
大 崎 電 気 工 業 取 引 先 持 株 会	1,597	3.5
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,552	3.4
九 電 テ ク ノ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社	1,389	3.1
渡 辺 佳 英	1,293	2.9
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	1,104	2.4
関 西 電 力 株 式 会 社	1,000	2.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数第2位以下を切捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (人)
取締役 (社外取締役を除く)	45,115	4
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

- ・当社は、2024年8月6日開催の取締役会において、取得する株式の総数の上限を2,500,000株、株式の取得価額の総額の上限を2,000,000,000円として、2024年8月7日から2025年8月6日までの間に、東京証券取引所における市場買付による方法で当社普通株式を取得する旨を決議し、2025年8月6日に2,464,400株の自己株式取得が完了しました。
- ・当社は、2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日に、当社普通株式を1,350,000株消却しました。
- ・当社は、2026年2月19日開催の取締役会において、取得する株式の総数の上限を1,500,000株、株式の取得価額の総額の上限を2,500,000,000円として、2026年2月20日から2026年9月30日までの間に、東京証券取引所における市場買付による方法で、当社普通株式を取得する旨を決議しました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末における当社役員の新株予約権等の保有状況

当社は株式報酬型新株予約権を発行しており、その内容は下記のとおりであります。

- ① 保有する新株予約権の数
7,640個
- ② 目的となる株式の種類及び数
普通株式764,000株（新株予約権1個につき100株）
- ③ 当社役員の保有状況

	名 称 (取締役会発行決議日)	行 使 期 間	1株当たり行使価額	個 数	保有者数
			1株当たり発行価格		
取締役	第1回株式報酬型 新株予約権 (2009年8月5日)	2009年9月16日～ 2039年9月15日	1円	379個	3名
			933円		
取締役	第2回株式報酬型 新株予約権 (2010年7月13日)	2010年8月7日～ 2040年8月6日	1円	423個	3名
			665円		
取締役	第3回株式報酬型 新株予約権 (2011年7月13日)	2011年8月5日～ 2041年8月4日	1円	405個	3名
			721円		
取締役	第4回株式報酬型 新株予約権 (2012年8月3日)	2012年9月13日～ 2042年9月12日	1円	574個	3名
			443円		
取締役	第5回株式報酬型 新株予約権 (2013年7月9日)	2013年8月8日～ 2043年8月7日	1円	604個	4名
			497円		
取締役	第6回株式報酬型 新株予約権 (2014年7月10日)	2014年8月8日～ 2044年8月7日	1円	718個	4名
			527円		
取締役	第7回株式報酬型 新株予約権 (2015年7月13日)	2015年8月8日～ 2045年8月7日	1円	668個	4名
			628円		
取締役	第8回株式報酬型 新株予約権 (2016年7月11日)	2016年8月9日～ 2046年8月8日	1円	586個	4名
			858円		
取締役	第9回株式報酬型 新株予約権 (2017年7月12日)	2017年8月9日～ 2047年8月8日	1円	642個	4名
			707円		
取締役	第10回株式報酬型 新株予約権 (2018年7月10日)	2018年8月9日～ 2048年8月8日	1円	759個	4名
			690円		
取締役	第11回株式報酬型 新株予約権 (2019年7月19日)	2019年8月23日～ 2049年8月22日	1円	927個	4名
			539円		
取締役	第12回株式報酬型 新株予約権 (2020年7月14日)	2020年8月21日～ 2050年8月20日	1円	955個	4名
			436円		

(注) 1. 上記の新株予約権は、役員退職慰労金に代わる株式報酬として当社取締役（社外取締役を除く）に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役は、行使期間内で、取

-
- 締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までに、新株予約権の全数を一括して行使することができます。
2. 監査役が保有する新株予約権はありません。
 3. 2021年6月25日開催の第107回定時株主総会決議により、譲渡制限付株式報酬導入に伴い株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長CEO (代表取締役)	渡 辺 佳 英	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役会長
取締役社長執行役員COO (代表取締役)	渡 辺 光 康	OSAKI United International Pte.Ltd.取締役 兼最高経営責任者
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	川 端 晴 幸	
取締役専務執行役員	上 野 隆 一	グループ経営本部長
取 締 役	水 野 正 望	
取 締 役	笠 井 伸 啓	
取 締 役	黒 木 彰 子	学校法人帝京大学経済学部教授 勤労者退職金共済機構資産運用委員会委員長代理 パーク24株式会社社外取締役 千代田化工建設株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	堀 長 一 郎	
常 勤 監 査 役	長 谷 川 豊	
監 査 役	北 井 久 美 子	勝どき法律事務所弁護士 石油資源開発株式会社社外取締役
監 査 役	河 合 千 尋	株式会社ベイサイド・パートナーズ代表取締役 ベイサイド・パートナーズ会計事務所代表 株式会社コーエーテクモホールディングス社外監査役

- (注) 1. 黒木彰子氏の戸籍上の氏名は千田彰子であります。
 2. 取締役のうち、水野正望、笠井伸啓、黒木彰子の各氏は、社外取締役であります。
 3. 監査役のうち、北井久美子、河合千尋の両氏は、社外監査役であります。
 4. 上記社外取締役及び社外監査役の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
 5. 監査役長谷川豊氏は、当社経理部門で長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役河合千尋氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 取締役黒木彰子氏、監査役北井久美子氏及び監査役河合千尋氏の各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

8. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります（2026年4月1日現在）。

役 職 名	氏 名
常務執行役員グリッドシステム事業部長	太 田 毅 彦
常務執行役員ソリューション事業部長	江 頭 浩 久
常務執行役員コーポレート本部長	高 橋 浩 司
執行役員グリッドシステム事業部副事業部長兼生産統括部長	高 田 俊 明
執行役員ソリューション事業部副事業部長開発担当	阿 部 純
執行役員ソリューション事業部副事業部長兼事業統括部長 (株)ラ・クラシン代表取締役社長	小 野 信 之
執行役員ソリューション事業部副事業部長兼業務統括部長	徳 本 法 之
執行役員コーポレート本部副本部長兼法務・ガバナンス部長	畠 山 広 行
執行役員グループ経営本部副本部長兼経理財務部長	大 和 哲 也
執行役員コーポレート本部人事部長	井 出 勝 弘

(2) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役水野正望、笠井伸啓、黒木彰子の各氏並びに監査役堀長一郎、長谷川豊の両氏及び社外監査役北井久美子、河合千尋の両氏とは、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険の被保険者は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を特約部分も含めて全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、当該決定方針は、委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とする指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会決議にて決定しております。

《基本方針》

当社の役員報酬は、継続的な企業価値の向上及び企業競争力の強化のため、優秀な人材の確保を可能とするとともに、業績向上へのインセンティブとして機能する水準・構成とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式により構成し、その支給割合については、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な割合となることを方針とする。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみとする。

《基本報酬》

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とする。基本報酬の金額は役位、職責等に応じて定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等勘案して、適宜、見直しを図るものとする。

《業績連動報酬》

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の本業で稼いだ利益を表す連結及び単体営業利益率を基準として目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。なお、当該事業年度は、連結営業利益率が目標5.9%に対し実績6.5%、単体営業利益率が目標3.5%に対し実績5.0%となりました。

《譲渡制限付株式》

株主との価値の共有を図り、中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、業務執行を担う取締役に対し、譲渡制限期間を30年以内とする譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与する。付与する株式の個数は、役位、職責等を踏まえて決定する。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が決定方針との整合性や妥当性を検討しており、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2006年6月29日開催の第92回定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第107回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための金銭債権報酬額を年額1億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与

を含まない。)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は5名です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2025年6月27日開催の第111回定時株主総会において年額8,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社では、取締役の個人別の報酬額の具体的内容については、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、取締役会の委任決議に基づき取締役会長（代表取締役）渡辺佳英及び取締役社長執行役員（代表取締役）渡辺光康の両氏が決定しております。委任の理由は、指名・報酬委員会の審議を経て客観性や妥当性が確保されていることと、両氏が当社グループの経営環境や状況を最も熟知し総合的な判断が可能であると判断しているためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	320 (37)	198 (37)	74 (-)	46 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	61 (20)	61 (20)	- (-)	- (-)	4 (2)
計 (うち社外役員)	381 (57)	260 (57)	74 (-)	46 (-)	11 (5)

- (注) 1. 上記社外役員は社外取締役及び社外監査役に対する報酬額であります。
 2. 非金銭報酬等として取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与しており、当該事業年度の費用計上額を記載しております。当該交付内容については、「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。
 3. 業績連動報酬は、当該事業年度に係る役員賞与引当金繰入額を記載しております。

(5) 社外役員等に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席会議及び出席状況	主な活動状況
社外取締役	水野正望	取締役会 18回／18回(100%) 指名・報酬委員会 6回／6回(100%)	当事業年度に開催された取締役会及び委員長を務める指名・報酬委員会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、大手金融機関や大手事業会社、独立行政法人における幅広い経営経験や実務知識に基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外取締役	笠井伸啓	取締役会 17回／18回(94%) 指名・報酬委員会 6回／6回(100%)	当事業年度に開催された取締役会及び指名・報酬委員会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、計測事業業務等の豊富な経営経験や実務知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外取締役	黒木彰子	取締役会 18回／18回(100%) 指名・報酬委員会 6回／6回(100%)	当事業年度に開催された取締役会及び指名・報酬委員会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、大手企業等での実務及び経営経験と、コーポレートガバナンス・人事・ファイナンスに関する専門知識と高い見識をもとに、助言や提言を行い、当社の業務執行の監督や、意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外監査役	北井久美子	取締役会 17回／18回(94%) 監査役会 16回／17回(94%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、中央省庁要職や弁護士並びに上場企業の社外役員等、豊富な経験や専門知識並びにこれらに基づく高い見識をもとに、助言や提言を行い、適切な監査の実施や、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。
社外監査役	河合千尋	取締役会 18回／18回(100%) 監査役会 17回／17回(100%)	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のほか、経営協議会やグループ幹部会にも出席し、監査法人勤務経験や公認会計士・税理士資格を背景とした財務・会計等に関する豊富な知見をもとに、助言や提言を行い、適切な監査の実施や、当社の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために十分な役割を果たしております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	58百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	58百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り額の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
3. 当社の子会社のうち、OSAKI United International Pte.Ltd.はRSM SG Assurance LLPの監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月11日、2009年3月17日、2010年3月15日、2012年3月21日、2013年6月27日、2015年5月8日並びに2023年3月28日に改定を行っており、下記は最新（2023年3月28日一部改定）の決議の概要です。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令・定款、社内規程及び社会規範の遵守、並びにハラスメント行為を防止するための、「大崎電気グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定めるほか、「大崎電気グループコンプライアンス・ハンドブック」を発行し、その周知徹底と遵守の推進を図る。
 - b 当社は、「大崎電気グループ経営管理規程」に基づき、子会社各社における内部統制体制の実効性を高めるための諸施策を立案・実施し、子会社への指導・支援等を行う。
 - c 経営監査室は、当社及び内部監査部門のない子会社各社の内部監査を計画的に実施し、業務の適正性や効率性を監査し、コンプライアンス体制の強化・改善を図る。
 - d 大崎電気グループは、ヘルプライン制度の適切な運営により、取締役及び使用人の法令等違反行為やハラスメント行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制の強化に努める。
 - e 大崎電気グループは、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき業務を運営し、金融商品取引法が求める財務報告の信頼性を確保する。
 - f 大崎電気グループは、「大崎電気グループ企業行動憲章」に基づき、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 当社は、取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いについては、「取締役会規程」ほか社内規程に従い、職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

b 当社の取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a 当社は、当社の各部署及び各委員会（コンプライアンス、サステナビリティ推進、品質管理、PL、安全保障輸出管理）が、「リスク管理規程」及び「リスクマネジメント基本方針」に基づきリスクの特定、分析、評価を行い、リスクマップを作成する。
また、認識されたリスクに対し必要な対策を講じリスクの低減を図る。子会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合には、当社に適切な情報が伝達される体制を整備・運用する。
- b 経営監査室は、内部監査により当社及び内部監査部門のない子会社各社のリスク管理状況を監査する。その結果を定期的に当社取締役会に報告し、当該取締役会において改善策を審議決定する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 当社は、毎期初に取締役が共有する当社及び大崎電気グループ全体の目標を定め、この目標達成に向けて具体的な年度事業計画を策定する。また、月次・四半期ごとに目標の達成状況をレビューし、結果を当社各部門及び子会社にフィードバックすることにより、業務の有効性・効率性を確保する。
- b 当社は、取締役会を原則として毎月1回開催するほか必要に応じて開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努める。また、その事前協議の場として経営協議会を設置し、議論の深化や決定プロセスの明確化を図る。
- c 当社は、経営会議を原則として毎週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行う。
- d 当社は、執行役員会議を原則として毎月1回開催し、執行者幹部出席のもと全社的な情報共有を推進するとともに執行業務の迅速化を図る。
- e 当社は、グループ幹部会を原則として毎月1回開催し、グループガバナンスとして、当社、株式会社エネゲート及びEDMI Limitedの3社の活動状況について報告を行う。
- f 当社及び子会社の日常業務は、それぞれの「職務権限規程」、「稟議規程」等に基づき業務を遂行する。

⑤ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- a 当社の子会社は、「大崎電気グループ経営管理規程」に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について当社に報告する義務を負う。

- b 当社は、原則として国内子会社については、グループ経営協議会を開催し、当該子会社の業績その他必要な事項の協議を行う。また、主要な海外子会社については、業績その他重要な経営課題等を当社取締役会に定期的に報告する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a 監査役の職務を補助すべき専任の使用人を配置することとする。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その人事異動については監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人（以上の者から報告を受けた者を含む）が当社の監査役に報告をするための体制と当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - a 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正の事実又は企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社の監査役に報告する体制を確保する。
 - b 当社は、大崎電気グループの取締役、使用人及び子会社監査役が、法定の事項に加え、企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、グループヘルプライン制度による通報状況及びその内容を遅滞なく当社監査役に報告する体制を確保する。
 - c 大崎電気グループは、ヘルプライン制度により通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他いかなる不利益な取扱いを行わない。
- ⑧ 当社の監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a 当社の取締役は、監査役による監査が円滑に行われることを確保するため、監査に係る諸費用について必要な予算措置を行う。
- ⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 当社取締役会は、業務の適正を確保するため、当社の取締役会、経営協議会及び経営会議等重要な会議への監査役の出席を確保する。
 - b 当社代表取締役は、監査役と定期的に意見交換する機会を確保する。

(2) 当該体制の運用状況の概要

上記基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンスに関する取組状況
 - a コンプライアンス委員会を年7回開催し、リスク管理状況のモニタリングの実施と、ヘルプライン制度に基づく通報案件について審議した。
 - b コンプライアンス関連研修として、役員向けの会社法勉強会、新入社員向けのコンプライアンスセミナー、若手社員向けコンプライアンスセミナー、技術者向け契約等セミナー、贈答・接待取り扱い規程に関するセミナー、取適法に関するセミナー、インサイダー取引に関するWEBセミナーを実施した。
 - c 当社内部監査部門による監査は、当社については4部署に対して実施したほか、昨年実施した部署の改善状況を確認するフォローアップ監査を7部署実施した。また、子会社4社に対する監査実施と昨年実施した子会社のフォローアップ監査を2社実施するとともに、独自に内部監査を実施する子会社1社のモニタリングも実施し、さらには全部署を対象にした書面による年1回の自己監査も継続実施して、監査の実効性の強化を図っている。
 - d ヘルプライン制度については、2016年12月から経営陣から独立した外部通報窓口として法律事務所を加え、監査役会への報告ラインも明確化している。さらに2023年3月には、通報対象についてもハラスメント行為を明記するなどの改正を実施した。今年度通報実績は5件（うちハラスメント5件）あり、審議を重ねた上で適切に対応している。
- ② 損失の危機の管理に関する取組状況
 - a 2021年度から、グループ経営基盤の強化の一環として、『事業リスク』と『管理リスク』に分離する管理方法・体系に変更し、グループリスク管理の強化を図っている。『事業リスク』については、中期経営計画・事業計画の達成を阻害する要因を月次単位で管理し、『管理リスク』については、「コンプライアンス」「人材・労務」「システム障害・情報漏洩」「自然災害・感染症等」を柱に、半期ごとに計画に対する運用状況についてモニタリングしている。
- ③ 職務の執行が効率的に行われることに関する取組状況
 - a 期初に事業計画を策定し、毎月のグループ幹部会及び四半期ごとの取締役会で達成状況を報告。問題点はその都度解決策を検討し、実施した。

- b 取締役会は、今年度は18回開催し、大崎電気グループの経営環境の変化に機動的に対応し効率的な運用に努めた。また、重要案件については議論の深化や決定プロセスの明確化を念頭に事前検討の場としての経営協議会を設置しており、今年度は17回開催した。なお、子会社は取締役会を原則毎月又は3か月に1回開催し、職務の効率的運用に努めた。
 - c 経営会議は、原則週1回開催し、大崎電気グループの企業集団に影響を及ぼす経営課題等について多面的な検討、協議を行った。
 - d 執行役員会議は、原則毎月1回開催し、執行者幹部出席のもと全社的な情報共有を推進するとともに、執行機能の迅速化を図った。
 - e グループ幹部会は、原則毎月1回開催し、当社、株式会社エネゲート及びEDMI Limitedの3社の活動報告によりグループガバナンスの強化に努めた。
 - f 業務効率化と実態との乖離解消の観点から、2026年1月に当社の「職務権限規程」を改正した。
 - g 指名・報酬委員会（委員の過半数を独立社外取締役及び独立社外監査役とし、委員長を独立社外取締役とする）は、今年度は6回開催し、指名・報酬関連事項について審議した。
 - h 子会社は、大崎電気グループ経営管理規程に基づき、当該子会社に係る重要な経営事項について適宜当社グループ経営本部に報告した。
 - i 国内子会社は、2025年6月に大崎電気グループ経営協議会を開催し、業績等の計画、実績及び経営課題等を当社の経営幹部に報告した。また、主要な海外子会社2社は、年2回当社取締役会に中期経営計画、実績及び経営課題等の報告を行うとともに、グループ幹部会や経営会議などで月1回月次報告も行っている。
- ④ 監査役監査の実効性の確保等に関する取組状況
- a 監査役は職務を補助すべき専任の担当者1名を配置。当該担当者は監査役の指揮命令下で職務を遂行している。
 - b 監査に係る諸費用は予算措置を行い、全て会社の経費として処理した。
 - c 監査役は、当社の取締役会、経営協議会及び経営会議等重要な会議へ出席したほか、当社代表取締役との会合を1回開催し、意見交換を行った。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	58,786	流動負債	23,610
現金及び預金	15,920	支払手形及び買掛金	6,978
預 け 金	2,497	電子記録債務	2,008
受取手形、売掛金及び契約資産	19,313	短期借入金	465
商品及び製品	9,412	未払法人税等	2,907
仕 掛 品	3,031	賞与引当金	1,692
原材料及び貯蔵品	5,775	役員賞与引当金	90
そ の 他	3,167	製品保証引当金	1,396
貸倒引当金	△ 332	そ の 他	8,071
固定資産	41,034	固定負債	7,376
有形固定資産	25,940	リ ー ス 債 務	1,406
建物及び構築物	7,405	役員退職慰労引当金	48
機械装置及び運搬具	4,693	退職給付に係る負債	2,150
土 地	10,161	繰延税金負債	3,030
リ ー ス 資 産	2,010	そ の 他	739
建設仮勘定	592	負債合計	30,986
そ の 他	1,077	(純資産の部)	
無形固定資産	1,261	株 主 資 本	47,944
そ の 他	1,261	資 本 金	7,965
投資その他の資産	13,832	資 本 剰 余 金	8,750
投資有価証券	9,110	利 益 剰 余 金	33,127
退職給付に係る資産	2,899	自 己 株 式	△ 1,899
繰延税金資産	511	その他の包括利益累計額	8,846
そ の 他	1,312	その他有価証券評価差額金	4,173
貸倒引当金	△ 1	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,603
資産合計	99,821	退職給付に係る調整累計額	1,070
		新 株 予 約 権	466
		非支配株主持分	11,576
		純資産合計	68,834
		負債・純資産合計	99,821

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売 上 高			100,900
売 上 原 価			76,681
売 上 総 利 益			24,218
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			17,691
営 業 利 益			6,526
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	58		
受 取 配 当 金	305		
受 取 補 償 金	69		
そ の 他	178		611
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	319		
為 替 差 損	135		
固 定 資 産 除 却 損	79		
そ の 他	35		570
経 常 利 益			6,567
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	6,150		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	693		6,843
特 別 損 失			
事 業 構 造 改 善 費 用	559		
事 業 撤 退 損	2,061		2,621
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			10,789
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,934		
法 人 税 等 調 整 額	141		4,075
当 期 純 利 益			6,714
非支配株主に帰属する当期純利益			936
親会社株主に帰属する当期純利益			5,777

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	百万円 7,965	百万円 8,764	百万円 29,575	百万円 △ 1,868	百万円 44,437
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△ 1,302		△ 1,302
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,777		5,777
自己株式の取得				△ 1,031	△ 1,031
自己株式の処分		20		43	63
自己株式の消却		△ 34	△ 922	957	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	△ 13	3,552	△ 31	3,506
当 期 末 残 高	7,965	8,750	33,127	△ 1,899	47,944

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	百万円 3,379	百万円 3,573	百万円 761	百万円 7,714	百万円 466	百万円 10,724	百万円 63,343
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△ 1,302
親会社株主に帰属する 当期純利益							5,777
自己株式の取得							△ 1,031
自己株式の処分							63
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	793	29	309	1,132	-	851	1,983
当期変動額合計	793	29	309	1,132	-	851	5,490
当 期 末 残 高	4,173	3,603	1,070	8,846	466	11,576	68,834

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	28,043	流動負債	16,888
現金及び預金	13,241	買掛金	1,630
受取手形	192	電子記録債権	1,263
売掛金	5,404	関係会社短期借入金	10,960
有価証券	300	リース債権	291
一ス投資資産	284	未払金	240
商品及び製品	2,764	未払費用	632
仕掛品	789	未払法人税等	442
材料及び貯蔵品	1,186	前受り金	47
関係会社短期貸付金	3,427	預り金	46
未収入金	379	賞与引当金	567
前払費用	63	役員賞与引当金	73
その他の金	14	製品保証引当金	285
貸倒引当金	△7	その他	407
固定資産	35,394	固定負債	2,781
有形固定資産	6,675	リース債権	306
建築物	2,543	繰延税金負債	1,735
機械及び装置	67	その他	739
車両運搬具	1,533	負債合計	19,670
工具、器具及び備品	21	(純資産の部)	
土地	467	株主資本	39,127
リース資産	1,908	資本金	7,965
建設仮勘定	26	資本剰余金	8,047
その他	63	資本準備金	8,047
無形固定資産	482	利益剰余金	25,014
ソフトウェア	346	利益準備金	698
その他	136	その他利益剰余金	24,315
投資その他の資産	28,236	別途積立金	7,800
投資有価証券	8,458	繰越利益剰余金	16,515
関係会社株式	17,410	自己株式	△1,899
前払年金費用	1,336	評価・換算差額等	4,173
リース投資資産	284	その他有価証券評価差額金	4,173
その他の金	746	新株予約権	466
貸倒引当金	△1	純資産合計	43,767
資産合計	63,437	負債・純資産合計	63,437

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

科 目		金	額
		百万円	百万円
売 上 高			31,353
売 上 原 価			23,211
売 上 総 利 益			8,141
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,585
営 業 利 益			1,556
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	727		
そ の 他	33		760
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	97		
為 替 差 損	109		
そ の 他	28		235
経 常 利 益			2,081
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	693		693
税 引 前 当 期 純 利 益			2,775
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	708		
法 人 税 等 調 整 額	△ 3		705
当 期 純 利 益			2,069

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金		その他利益剰余金	繰越利益剰余金
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	7,965	8,047	13	698	7,800	16,671
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△ 1,302
当期純利益						2,069
自己株式の取得						
自己株式の処分			20			
自己株式の消却			△ 34			△ 922
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	△ 13	-	-	△ 156
当 期 末 残 高	7,965	8,047	-	698	7,800	16,515

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△ 1,868	39,329	3,379	466	43,175
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△ 1,302			△ 1,302
当期純利益		2,069			2,069
自己株式の取得	△ 1,031	△ 1,031			△ 1,031
自己株式の処分	43	63			63
自己株式の消却	957	-			-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			793		793
当期変動額合計	△ 31	△ 201	793	-	592
当 期 末 残 高	△ 1,899	39,127	4,173	466	43,767

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 笥 悦 生
業務執行社員

指定社員 公認会計士 村 山 大 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大崎電気工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

大崎電気工業株式会社
取締役会 御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 笥 悦 生
業務執行社員
指定社員 公認会計士 村 山 大 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大崎電気工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて海外を含む子会社に赴き、事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

大崎電気工業株式会社 監査役会

常勤監査役 堀 長一郎 ㊟

常勤監査役 長谷川 豊 ㊟

社外監査役 北 井 久美子 ㊟

社外監査役 河 合 千 尋 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

八芳園 1階 HAKOU (波光)

東京都港区白金台1丁目1-1 TEL 0570-064-128 (代表)



交通

地下鉄：東京メトロ南北線・都営三田線「白金台駅」2番出口より徒歩1分